

証券コード 1436

平成30年7月12日

株 主 各 位

徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23

株 式 会 社 フ ィ ッ ト

代表取締役社長 鈴 江 崇 文

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年7月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年7月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル4階
「渋谷サンスカイルーム」4A会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報 告 事 項 第10期（平成29年5月1日から平成30年4月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 剰余金の配当の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.fit-group.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成29年5月1日から  
平成30年4月30日まで)

当社は、平成28年11月29日開催の臨時株主総会の決議により、決算日を3月31日から4月30日に変更いたしました。これにより、前事業年度の期間は、平成28年4月1日から平成29年4月30日までの13か月間となったため、当事業年度において業績に関する前期比増減の記載を省略しております。

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、欧米などの先進国における保護主義的な動きや世界的な地政学リスクの高まりなど、海外情勢の影響等による先行きの懸念があるものの、インバウンド（訪日外国人）需要や企業収益の改善を背景にした設備投資の持ち直し等により緩やかな改善が続きました。また、個人消費は、消費者の節約志向は依然として根強く残っているものの、緩やかな回復基調が見られております。

このような状況下におきまして、当社のエナジー事業は、平成30年3月9日公表の通期業績予想の修正に関するお知らせに記載のとおり、平成29年4月の改正FIT法施行が大きく影響し、発電所およびその用地の売上について、計画よりも大幅な減少が生じることとなり、次事業年度以降に取扱いを予定しておりました発電所の中古物件の販売等を繰り上げて実施いたしました。当事業年度の当初計画に織り込んでおりました発電所の一部案件の系統連系については、次事業年度以降に実施される見込みとなっております。

一方、当社の住宅事業は、引き続き住宅ローン金利が低水準に推移しており、また、従来より取り組んでいる、デザイン性や機能性を高め、かつ、低価格におさえることをコンセプトとした規格住宅の販売は、堅調に推移しました。

今後も「個人参加型クリーンエネルギーで未来を創る」をテーマに業容の拡大に努め、引き続き関東や関西・中国エリアでの事業拡大を進めてまいります。

以上の結果、当事業年度における売上高は6,157,131千円、営業利益1,093,708千円、経常利益1,082,036千円、当期純利益562,413千円となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### イ．エネルギー事業

エネルギー事業におきましては、平成29年4月に施行された改正FIT法の影響により、コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の着工スケジュールの変更等を実施した影響により、お客様への引渡し並びに系統連系のスケジュールに変更等が生じたこと、また、関係当局の審査遅れの解消が想定よりも時間を要したこと等が減収減益要因となりました。

エネルギー事業では、販売区画数は新規51.48区画、中古74.99区画、計126.47区画となりました。

以上の結果、エネルギー事業の売上高は3,191,436千円となり、セグメント利益は981,448千円となりました。

#### ロ．住宅事業

住宅事業におきましては、住宅ローン金利が極めて低い水準にあることに加え、デザイン・機能はそのままに低価格を訴求した完成販売住宅「Simple（シンプリエ）」をリリースしたこと、節税対策の一環として貸家需要の掘り起しに注力したこと等が増収要因となりました。

住宅事業では、販売棟数は147棟となりました。

以上の結果、住宅事業の売上高は2,642,605千円となり、セグメント利益は398,894千円となりました。

#### ハ．その他

その他の事業におきましては、引き続き不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を展開してまいりました。

以上の結果、その他の事業の売上高は323,089千円となり、セグメント利益は28,926千円となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分   | 第 9 期<br>(平成29年 4 月期)<br>(前事業年度) |       | 第 10 期<br>(平成30年 4 月期)<br>(当事業年度) |       |
|--------|----------------------------------|-------|-----------------------------------|-------|
|        | 金 額                              | 構 成 比 | 金 額                               | 構 成 比 |
| エナジー事業 | 4,259,760千円                      | 59.2% | 3,191,436千円                       | 51.9% |
| 住宅事業   | 2,596,312                        | 36.1  | 2,642,605                         | 42.9  |
| その他    | 341,997                          | 4.7   | 323,089                           | 5.2   |
| 合 計    | 7,198,070                        | 100.0 | 6,157,131                         | 100.0 |

(注) 第 9 期（平成29年 4 月期）（前事業年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、平成28年 4 月 1 日から平成29年 4 月30日までの13か月間となっております。

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は34,531千円であり、その主なものは、コンパクトソーラー発電所の取得並びに業務システムの更新・機能強化等であります。

### ③ 資金調達の状況

当事業年度におきましては、長期借入れにより500,000千円を資金調達した一方で、長期借入金の返済が339,250千円ありました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 7 期<br>(平成27年 3 月期) | 第 8 期<br>(平成28年 3 月期) | 第 9 期<br>(平成29年 4 月期) | 第 10 期<br>(当事業年度)<br>(平成30年 4 月期) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 7,033,371             | 7,366,007             | 7,198,070             | 6,157,131                         |
| 経 常 利 益 (千円)   | 1,091,266             | 1,052,460             | 1,125,179             | 1,082,036                         |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 714,127               | 643,360               | 646,546               | 562,413                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 223.16                | 197.27                | 151.38                | 131.34                            |
| 総 資 産 (千円)     | 4,151,904             | 6,820,109             | 6,899,509             | 7,624,777                         |
| 純 資 産 (千円)     | 1,192,912             | 3,696,004             | 4,320,670             | 4,776,573                         |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 372.79                | 865.57                | 1,009.17              | 1,115.40                          |

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、平成27年12月12日付で普通株式 1 株につき200株の株式分割を行っております。第 7 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり当期純利益及び1 株当たり純資産額を算定しております。

3. 第 9 期（前事業年度）につきましては、事業年度の変更に伴い、平成28年 4 月 1 日から平成 29 年 4 月30日までの13か月間となっております。

### (3) 対処すべき課題

当社は、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制及び業務体制の見直し等を更に推進するとともに、事業基盤の確立のため、以下のような取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めております。

#### ① コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置し、コーポレートガバナンスを強化しております。

#### ② コンプライアンス意識の向上

役職員に対し、会計に関するコンプライアンス意識だけでなく全般的なコンプライアンス意識の向上を図る必要があることを認識しております。具体的には、外部の研修機関を利用した研修を実施する等の方法により、コンプライアンス意識の強化・向上を継続的に図っております。

#### ③ 内部管理体制の強化

当社は、平成30年4月末現在、取締役7名、使用人67名と規模が比較的小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も事業規模の拡大を図っていくことを見据え、前事業年度より内部監査室に専任スタッフを採用し、個人情報管理体制の強化、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、予算統制を含めた経営管理体制の強化を図っております。

#### ④ 優秀な人材の採用及び育成

今後も同業他社との競争に負けないサービスの提供を行い、企業規模の拡大を目指すためには、優秀な人材の獲得と同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるような教育研修体制の整備及びマネジメント体制の構築を図ることが重要と考えております。

#### ⑤ 事業基盤の確立

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴いコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指す「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。そのために、競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること、新しい情報や知識の確保だけでなく、販売先、資材調達先や工事協力業者など新規の取引先を増やしていく等の社外との協力体制の強化・構築にも今後も取り組んでまいります。

(4) 主要な事業内容（平成30年4月30日現在）

| 事業区分    | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エネルギー事業 | 主に個人向け（投資家や会社員等）の投資商品として「コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）」を中心とした太陽光発電施設の販売を行っております。自社においてもコンパクトソーラー発電所を保有しております。<br>また、エネルギー事業に関連する顧客への一つの窓口として、「投資の窓口」のフランチャイズ展開を行っております。当社は、加盟企業等に対し、ソーラーパネル等の材料の販売や、研修会を通じた情報の提供等を行っております。                                                                                    |
| 住宅事業    | コンパクトな規格住宅「IETERRACE（イエテラス）」、完成販売住宅「Simplie（シンプリエ）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL（フィットセル）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」の販売を行っております。<br>また、「いえとち本舗フランチャイズ本部」として加盟店に対して、建築資材の共同購買システムを提供しているほか、当社が事業展開をしていく中で得られた経験をもとに土地・建物のセット販売の独自の事業ノウハウの提供を行っております。 |

(5) 主要な事業所等（平成30年4月30日現在）

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 本社   | 東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号 渋谷新南口ビル2階 |
| 徳島本社 | 徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23       |
| 関西支社 | 兵庫県神戸市中央区江戸町95番地 井門神戸ビル3階   |

(6) 使用人の状況（平成30年4月30日現在）

| 事業区分   | 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|--------|------|-----------|
| エナジー事業 | 27名  | 4名増       |
| 住宅事業   | 28名  | 5名減       |
| その他    | 3名   | —         |
| 全社（共通） | 9名   | 2名減       |
| 合計     | 67名  | 3名減       |

- (注) 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 使用人数は、臨時雇用者（パート及び嘱託社員、人材会社からの派遣社員の期中平均雇用人員29名）は含んでおりません。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(7) 主要な借入先の状況（平成30年4月30日現在）

| 借入先          | 借入額       |
|--------------|-----------|
| 株式会社伊予銀行     | 597,225千円 |
| 株式会社阿波銀行     | 162,214千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 133,440千円 |

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成30年4月30日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 12,800,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 4,282,400株  |
| (3) 株主数        | 2,037名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社 エ フ ピ ー ラ イ フ | 2,400千株 | 56.0%   |
| 鈴 江 崇 文               | 640千株   | 14.9%   |
| 尾 崎 昌 宏               | 162千株   | 3.7%    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券     | 83千株    | 1.9%    |
| 村 里 昭 司               | 24千株    | 0.5%    |
| 田 中 俊 彦               | 23千株    | 0.5%    |
| む さ し 証 券 株 式 会 社     | 19千株    | 0.4%    |
| 長 田 雄 次               | 19千株    | 0.4%    |
| 中 山 健 三               | 18千株    | 0.4%    |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社   | 14千株    | 0.3%    |

（注）自己株式は所有していません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                           |                                | 第 2 回 新 株 予 約 権                                 | 第 4 回 新 株 予 約 権                           |
|-------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                 |                                | 平成26年 3 月23日                                    | 平成27年11月23日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数                             |                                | 108個                                            | 27個                                       |
| 新 株 予 約 権 の<br>目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数 |                                | 普通株式 21,600株<br>(新株予約権 1 個につき200株)              | 普通株式 5,400株<br>(新株予約権 1 個につき200株)         |
| 新 株 予 約 権 の<br>払 込 金 の 額                  |                                | 新株予約権と引換えに払い込み<br>は要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込み<br>は要しない                   |
| 新株予約権の行使に際して<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額       |                                | 新株予約権 1 個当たり<br>60,600円<br>(1 株当たり 303円)        | 新株予約権 1 個当たり<br>116,000円<br>(1 株当たり 580円) |
| 権 利 行 使 期 間                               |                                | 平成28年 4 月22日から<br>平成36年 3 月22日まで                | 平成29年11月25日から<br>平成37年11月22日まで            |
| 行 使 の 条 件                                 |                                | (注) 1                                           | (注) 1                                     |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                          | 取 締 役<br>(監査等委員及び<br>社外取締役を除く) | 新株予約権の数 4個<br>目的となる株式数 800株<br>保有者数 1名<br>(注) 2 | 新株予約権の数 4個<br>目的となる株式数 800株<br>保有者数 1名    |
|                                           | 社 外 取 締 役<br>(監査等委員を除く)        | —                                               | —                                         |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりであります。

- ① 権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。
- ② 当社株式が国内の証券取引所に上場されて6か月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
- ③ 相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

2. 取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（平成30年4月30日現在）

| 会社における地位          | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                               |
|-------------------|------|--------------------------------------------|
| 代表取締役社長           | 鈴江崇文 |                                            |
| 取締役               | 尾崎昌宏 | 管理本部長<br>尾崎公認会計士事務所代表                      |
| 取締役               | 佐伯卓彦 | 事業本部部長兼エナジー事業部部長                           |
| 取締役<br>(監査等委員・常勤) | 鎌倉晴久 |                                            |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 川崎和久 | 株式会社FTC・コンサルティング代表取締役<br>株式会社三洋堂ホールディングス顧問 |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 二瓶直和 | 二瓶公認会計士事務所代表                               |
| 取締役<br>(監査等委員)    | 井内秀典 | いのうち法律事務所代表                                |

- (注) 1. 取締役 鎌倉晴久氏、川崎和久氏、二瓶直和氏、井内秀典氏は、「監査等委員である社外取締役」であります。
2. 取締役（監査等委員）二瓶直和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、鎌倉晴久氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役（監査等委員）の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 員 数       | 報 酬 等 の 額            |
|----------------------------|-----------|----------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 3名<br>(-) | 71,607千円<br>(-)      |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 4名<br>(4) | 23,021千円<br>(23,021) |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 7名<br>(4) | 94,628千円<br>(23,021) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成28年8月30日開催の第8回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年8月30日開催の第8回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）川崎和久氏は、株式会社FTC・コンサルティングの代表取締役及び株式会社三洋堂ホールディングスの顧問であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）二瓶直和氏は、二瓶公認会計士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役（監査等委員）井内秀典氏は、いのうち法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

|                        | 出席状況及び発言状況                                                                                                                             |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員・常勤）<br>鎌倉 晴久 | 当事業年度に開催された取締役会27回のうち全てに、監査等委員会15回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、これまで企業経営及び事業運営で培われた豊富なビジネス経験と幅広い見識に基づき、客観的な視点から適宜発言を行っております。     |
| 取締役（監査等委員）<br>川崎 和久    | 当事業年度に開催された取締役会27回のうち全てに、監査等委員会15回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                  |
| 取締役（監査等委員）<br>二瓶 直和    | 当事業年度に開催された取締役会27回のうち全てに、監査等委員会15回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                        |
| 取締役（監査等委員）<br>井内 秀典    | 当事業年度に開催された取締役会27回のうち全てに、監査等委員会15回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適宜発言を行っております。 |

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新創監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 23,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は下記のとおり平成28年8月30日開催の取締役会にて内部統制システムの構築の基本方針を決定し決議しております。このもとで取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、取締役会、経営会議、ガバナンス委員会によりコンプライアンス体制の維持・向上を図る。
- ② 内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- ③ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- ④ 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止及び早期発見、是正を図るため内部通報規程に基づき、内部通報窓口を設置する。なお、通報者には、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理本部と定め、その対応に係る反社会的勢力対策に関する規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整える。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文書その他の情報は、法令及び文書管理規程、その他の社内規程に基づき保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
- ② 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。
- ② ガバナンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対応する管理体制を構築する。
- ③ 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会規程、監査等委員会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- ② 稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- ③ 取締役会を原則月 1 回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ④ 経営会議を原則週 1 回開催し、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

**(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。
- ② 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
- ③ 内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告する。
- ④ 当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。

**(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項**

監査等委員会の求めに応じて、取締役会は速やかに、その職務の執行を補助する人員を配置する。

**(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査等委員会の職務を補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
- ② 当該人員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重する。

**(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査等委員会に報告する。
- ② 監査等委員はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができる。

**(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
- ② 監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。

**(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査等委員は法令に従い、公正かつ透明性を担保する。
- ② 監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- ③ 監査等委員は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
- ④ 監査等委員会から内部統制システム及び監査体制に係る意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

## (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役会

当社の取締役会は、業務執行を行う取締役3名と監査等委員である取締役4名の合計7名で構成されており、原則として月1回定例で取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催している。また、監査等委員である取締役により、取締役の業務執行の監視・監督を行っている。

### ② 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名で構成され、いずれも社外より招聘しており、原則として月1回定例で監査等委員会を開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っている。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査している。監査等委員は、公認会計士、弁護士等であり、それぞれ職業専門家の観点より経営監視を実施することとしており、さらに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使の他、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでいる。

なお、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めている。

### ③ 経営会議

経営会議は、常勤取締役で構成されており、原則として週1回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有し、適切に意思決定及び決議を行う会議体となっている。

### ④ ガバナンス委員会

当社のガバナンス委員会は管理部門の取締役及び社外取締役により構成され、取締役会の諮問機関として、経営の透明性・公正性を確保することを目的として設置している。

また、以下の各号について審議、監督又は提言し、取締役会に対して意見を申述する。

- (a) 取締役の選任及び解任に関する審議
- (b) 経営会議等の重要な会議体の監視監督
- (c) 経営陣のガバナンス機能向上に向けた提言
- (d) 内部監査室の監視監督
- (e) その他取締役会における意思決定の公正性を担保するために必要であるとして取締役会が諮問する事項に関する審議

#### ⑤ 内部監査

当社の代表取締役直轄で設置している内部監査室（人員１名）では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査している。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告している。

また、内部監査室は監査等委員会、ガバナンス委員会及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでいる。

#### ⑥ 会計監査人

当社は、新創監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けている。なお、平成30年４月期において業務を執行した公認会計士は、柳澤義一氏、相川高志氏の２名であり、当該会計監査業務に係る補助者は５名（公認会計士４名、会計士試験合格者１名）である。

上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレートガバナンス体制に関して助言を適宜受けている。

---

（注）本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率（２．株式の状況（４）大株主の持株比率を除く）については、表示単位未満の端数がある場合には、これを四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成30年4月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 6,863,691 | 流 動 負 債         | 1,753,378 |
| 現 金 及 び 預 金     | 3,817,033 | 買 掛 金           | 623,793   |
| 売 掛 金           | 648,347   | 1年内返済予定の長期借入金   | 187,639   |
| 販 売 用 不 動 産     | 718,336   | 未 払 金           | 69,671    |
| 製 品             | 110,430   | 未 払 費 用         | 64,017    |
| 仕 掛 品           | 689,636   | 未 払 法 人 税 等     | 307,365   |
| 材 料 貯 蔵 品       | 137,242   | 未 払 消 費 税 等     | 86,338    |
| 前 渡 金           | 570,045   | 前 受 金           | 309,517   |
| 前 払 費 用         | 102,926   | 預 り 金           | 43,451    |
| 繰 延 税 金 資 産     | 49,524    | 賞 与 引 当 金       | 27,368    |
| 1年内回収予定の長期貸付金   | 1,236     | 完成工事補償引当金       | 19,109    |
| そ の 他           | 18,932    | 資 産 除 去 債 務     | 15,107    |
| 固 定 資 産         | 761,086   | 固 定 負 債         | 1,094,825 |
| 有 形 固 定 資 産     | 308,596   | 社 債             | 100,000   |
| 建 築 物           | 28,813    | 長 期 借 入 金       | 705,240   |
| 構 築 物           | 4,508     | 繰 延 税 金 負 債     | 442       |
| 機 械 及 び 装 置     | 9,861     | 資 産 除 去 債 務     | 7,430     |
| 車 両 運 搬 具       | 5,361     | そ の 他           | 281,712   |
| 工具、器具及び備品       | 5,826     | 負 債 合 計         | 2,848,203 |
| 土 地             | 229,385   | (純 資 産 の 部)     |           |
| 建 設 仮 勘 定       | 24,840    | 株 主 資 本         | 4,776,791 |
| 無 形 固 定 資 産     | 10,767    | 資 本 金           | 979,761   |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 5,583     | 資 本 剰 余 金       | 949,749   |
| ソフトウェア仮勘定       | 5,184     | 資 本 準 備 金       | 949,749   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 441,722   | 利 益 剰 余 金       | 2,847,280 |
| 投 資 有 価 証 券     | 19,950    | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 2,847,280 |
| 関 係 会 社 株 式     | 90,000    | 特 別 償 却 準 備 金   | 758       |
| 出 資 金           | 10,248    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 2,846,521 |
| 長 期 貸 付 金       | 4,447     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | △217      |
| 長 期 前 払 費 用     | 39,678    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益   | △217      |
| そ の 他           | 287,930   | 純 資 産 合 計       | 4,776,573 |
| 貸 倒 引 当 金       | △10,532   | 負 債 純 資 産 合 計   | 7,624,777 |
| 資 産 合 計         | 7,624,777 |                 |           |

# 損 益 計 算 書

(平成29年5月1日から  
平成30年4月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 6,157,131 |
| 売 上 原 価               |         | 3,960,450 |
| 売 上 総 利 益             |         | 2,196,681 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,102,973 |
| 営 業 利 益               |         | 1,093,708 |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 137     |           |
| そ の 他                 | 925     | 1,062     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 11,431  |           |
| 社 債 利 息               | 1,050   |           |
| そ の 他                 | 253     | 12,734    |
| 経 常 利 益               |         | 1,082,036 |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 減 損 損 失               | 165,600 |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 1,012   | 166,612   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 915,424   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 374,225 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △21,214 | 353,010   |
| 当 期 純 利 益             |         | 562,413   |

# 株主資本等変動計算書

(平成29年5月1日から)  
(平成30年4月30日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |            |            |           |           |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金  |            |           | 株主資本合 計   |
|                         |         | 資 本 準備金   | 資本剰余金 合 計 | その他利益剰余金   |            | 利益剰余金 合 計 |           |
|                         |         |           |           | 特別償却 準 備 金 | 繰越利益 剰 余 金 |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 979,609 | 949,598   | 949,598   | 1,152      | 2,390,748  | 2,391,901 | 4,321,109 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |            |            |           |           |
| 新 株 の 発 行               | 152     | 151       | 151       |            |            |           | 303       |
| 特別償却準備金の取崩              |         |           |           | △394       | 394        | －         | －         |
| 剰余金の配当                  |         |           |           |            | △107,035   | △107,035  | △107,035  |
| 当 期 純 利 益               |         |           |           |            | 562,413    | 562,413   | 562,413   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |           |            |            |           |           |
| 当期変動額合計                 | 152     | 151       | 151       | △394       | 455,773    | 455,378   | 455,681   |
| 当 期 末 残 高               | 979,761 | 949,749   | 949,749   | 758        | 2,846,521  | 2,847,280 | 4,776,791 |

|                         | 評価・換算差額等 |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------|------------------------|-----------|
|                         | 繰延ヘッジ損益  | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △438     | △438                   | 4,320,670 |
| 当 期 変 動 額               |          |                        |           |
| 新 株 の 発 行               |          |                        | 303       |
| 特別償却準備金の取崩              |          |                        | —         |
| 剰余金の配当                  |          |                        | △107,035  |
| 当 期 純 利 益               |          |                        | 562,413   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 221      | 221                    | 221       |
| 当期変動額合計                 | 221      | 221                    | 455,903   |
| 当 期 末 残 高               | △217     | △217                   | 4,776,573 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

- ・その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

- ・仕掛品、未成工事支出金、販売用不動産、製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

- ・材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

構築物 20年

機械及び装置 18年

車両運搬具 2年～6年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- |             |                                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸倒引当金     | 売掛金・完成工事未収入金・貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 完成工事補償引当金 | 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、不動産等販売高・完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。                              |
| ③ 賞与引当金     | 従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。                                                       |

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- |                               |                                                                         |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ① 繰延資産の処理方法                   |                                                                         |
| ・株式交付費                        | 支出時に全額費用処理しております。                                                       |
| ・社債発行費                        | 支出時に全額費用処理しております。                                                       |
| ② ヘッジ会計の方法                    |                                                                         |
| ・ヘッジ会計の方法                     | 繰延ヘッジ処理によっております。                                                        |
| ・ヘッジ手段とヘッジ対象                  | ヘッジ手段…金利スワップ<br>ヘッジ対象…借入金                                               |
| ・ヘッジ方針                        | 金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。                              |
| ・ヘッジ有効性評価の方法                  | ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 |
| ③ 消費税等の会計処理                   |                                                                         |
| 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |                                                                         |

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 48,347千円
- (2) 当社は同業他社より、当社の発電設備を設置する土地の仕入に関して、66,976千円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を受けました。当社といたしましては、同社の請求は根拠がないものと考えており、訴訟においても当社の正当性を主張していく方針です。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 4,282,400株  
(注)ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は、1,000株増加しております。
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 一株
- (3) 剰余金の配当に関する事項  
① 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類 | 配 当 金 の 総 額 | 1 株 当 たり 配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------------|----------------|------------|------------|
| 平成29年7月28日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 107,035千円   | 25円            | 平成29年4月30日 | 平成29年7月31日 |

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決 議<br>(予 定)              | 株式の種類 | 配当の原資 | 配 当 金 の 総 額 | 1 株 当 たり 配 当 額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|---------------------------|-------|-------|-------------|----------------|------------|------------|
| 平成30年7月27日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 111,342千円   | 26円            | 平成30年4月30日 | 平成30年7月30日 |

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の  
目的となる株式の種類及び数  
普通株式 8,000株

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

###### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

###### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金の資金使途は運転資金及び設備投資資金であり、変動金利による借入金は金利変動リスクに晒されております。

###### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

なお、住宅事業の取引は現金決済をもって完了するため、原則として営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金等は発生しません。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関するリスク管理方針に従い、管理本部が決裁担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

###### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注)2を参照ください。）。

|                    | 貸 借 対 照 表<br>計 上 額 (※1) | 時 価 (※1)    | 差 額     |
|--------------------|-------------------------|-------------|---------|
| (1) 現 金 及 び 預 金    | 3,817,033千円             | 3,817,033千円 | －千円     |
| (2) 売 掛 金          | 648,347                 | 648,347     | －       |
| (3) 買 掛 金          | (623,793)               | (623,793)   | －       |
| (4) 長 期 借 入 金 (※2) | (892,879)               | (897,888)   | (5,009) |
| (5) 未 払 法 人 税 等    | (307,365)               | (307,365)   | －       |
| (6) デリバティブ取引(※3)   | (313)                   | (313)       | －       |

(※1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) デリバティブ取引で生じた正味の債権・債務を純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(3) 買掛金及び(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分      | 貸借対照表計上額（千円） |
|---------|--------------|
| その他有価証券 | 19,950       |
| 子会社株式   | 40,000       |
| 関連会社株式  | 50,000       |

(注) これらは市場価格がなく時価を把握することが困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1 年以内        | 1 年超<br>5 年以内 | 5 年超<br>10 年以内 | 10 年超 |
|--------|--------------|---------------|----------------|-------|
| 現金及び預金 | 3,817,033 千円 | — 千円          | — 千円           | — 千円  |
| 売掛金    | 648,347      | —             | —              | —     |

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|              | 1 年以内      | 1 年超<br>2 年以内 | 2 年超<br>3 年以内 | 3 年超<br>4 年以内 | 4 年超<br>5 年以内 | 5 年超       |
|--------------|------------|---------------|---------------|---------------|---------------|------------|
| 長期借入金<br>(※) | 187,639 千円 | 147,650 千円    | 89,225 千円     | 52,140 千円     | 47,182 千円     | 369,043 千円 |

(※) 1 年内返済予定の長期借入金を含めております。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 繰延税金資産          |           |
| 貸倒引当金           | 3,208千円   |
| 減損損失            | 50,440千円  |
| 完成工事補償引当金       | 5,820千円   |
| 賞与引当金           | 8,336千円   |
| 未払金             | 1,335千円   |
| たな卸資産評価損        | 19,634千円  |
| 資産除去債務          | 6,864千円   |
| 未払事業税           | 13,889千円  |
| その他             | 1,560千円   |
| 繰延税金資産小計        | 111,089千円 |
| 評価性引当額          | 55,911千円  |
| 繰延税金資産合計        | 55,178千円  |
| 繰延税金負債          |           |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △4,702千円  |
| その他             | △1,392千円  |
| 繰延税金負債合計        | △6,095千円  |
| 繰延税金資産の純額       | 49,082千円  |

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率             | 30.69% |
| (調整)               |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.04%  |
| 住民税均等割             | 0.65%  |
| 留保金課税              | 5.56%  |
| 税額控除               | △2.03% |
| 評価性引当額の増減          | 3.77%  |
| その他                | △0.13% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | 38.55% |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 持分法損益等に関する注記

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,115円40銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 131円34銭   |

## 9. その他の注記

(追加情報)

### (1) 固定資産の保有目的の変更

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部（構築物30,394千円、機械及び装置810,024千円）を製品に振り替えております。なお、当該資産の一部は当事業年度において売却しており、製品に振替えた金額の一部を売上原価に計上しております。

### (2) 減損損失

当事業年度において、建設仮勘定に計上しておりましたバイオマス発電設備並びに土地勘定に計上しておりましたコンパクトソーラー発電所用地について、将来回収可能性を「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき検討した結果、減損の兆候が認識されたため、建設仮勘定162,000千円並びに土地3,600千円、合計で165,600千円の減損損失を特別損失に計上いたしました。

## 10. 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

比率については、表示桁未満の端数がある場合にはこれを四捨五入しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年 6 月 28 日

株式会社フィット  
取締役会 御中

### 新創監査法人

|                   |       |           |
|-------------------|-------|-----------|
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 柳 澤 義 一 ⑩ |
| 指 定 社 員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 相 川 高 志 ⑩ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フィットの平成29年5月1日から平成30年4月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年5月1日から平成30年4月30日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を取締役および新創監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年 6 月28日

株式会社フィット 監査等委員会

常勤監査等委員 鎌倉晴久 ⑩

監査等委員 川崎和久 ⑩

監査等委員 二瓶直和 ⑩

監査等委員 井内秀典 ⑩

(注) 監査等委員鎌倉晴久、川崎和久、二瓶直和及び井内秀典は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### (1) 提案の理由

当社の多様な事業展開に備えるため、商号の英文表示の変更及び事業の目的事項を追加いたします。商号の英文表示の変更及び事業の目的事項の追加に伴い、現行定款第1条(商号)、第2条(目的)の変更をいたします。

なお、本議案は本総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                         | 変 更 案                                                  |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                         | 第1章 総 則                                                |
| (商 号)                                           | (商 号)                                                  |
| 第1条 当社は、株式会社フィットと称し、英文では <u>Fit Inc.</u> と表示する。 | 第1条 当社は、株式会社フィットと称し、英文では <u>Fit Corporation</u> と表示する。 |
| (目 的)                                           | (目 的)                                                  |
| 第2条 (条文省略)                                      | 第2条 (現行どおり)                                            |
| 1. ～20. (条文省略)<br>(新設)                          | 1. ～20. (現行どおり)                                        |
| <u>21.</u> (条文省略)                               | <u>21. 有価証券等の金融商品の保有、運用、管理および売買ならびにその他の投資事業</u>        |
| 第3条～第5条 (条文省略)                                  | <u>22.</u> (現行どおり)                                     |
| 第2章～第7章                                         | 第3条～第5条 (現行どおり)                                        |
| 第6条～第44条 (条文省略)                                 | 第2章～第7章                                                |
|                                                 | 第6条～第44条 (現行どおり)                                       |

## 第2号議案 剰余金の配当の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案いたしまして、第10期の期末配当を、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金26円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は111,342,400円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成30年7月30日といたしたいと存じます。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について、適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)             | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-----------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1         | 鈴木 江 崇 文<br>(昭和48年12月8日)     | 平成9年4月 三井ホーム(株)入社<br>平成13年10月 ゴーイングホーム(株)（現(株)LIXIL住宅研究所）入社<br>平成14年8月 (株)スズケン工業（現(株)スズケン&コミュニケーション）取締役就任<br>平成15年10月 同社 取締役営業推進部長就任<br>平成20年10月 同社 代表取締役就任<br>平成21年4月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） | 640,000株   |
| 2         | ※<br>吉 野 輝 彦<br>(昭和29年4月14日) | 昭和55年4月 日本鋼管(株)入社<br>平成15年4月 JFEホールディングス(株)経理部門主計主査就任<br>平成26年4月 (株)エクサ執行役員（企画部、総務・法務部、人事部担当）就任<br>(株)ブリッジ社長兼任<br>平成30年6月 当社 入社                                                           | 一株         |

- （注） 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 鈴木江崇文氏は、当社の経営を支配する者であります。  
3. 吉野輝彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)                | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | ※<br>むかい で ひろし<br>向 出 博<br>(昭和29年1月26日)    | 昭和54年4月 日本鋼管(株)入社<br>平成17年7月 JFEエンジニアリング(株)法務部長就任<br>平成24年4月 同社 法務主監就任<br>平成30年6月 当社 入社                                                                                                                                                                                                               | 一株         |
| 2          | ※<br>み たに たか や<br>三 谷 恭 也<br>(昭和53年4月26日)  | 平成13年4月 (株)東京三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）入行<br>平成18年8月 CITIBANK NA（現CITIBANK銀行(株)）入行<br>平成21年8月 (株)Principle創業<br>平成24年9月 野村證券(株)入社<br>平成25年10月 NACRE Global Asset Protection (Switzerland) AG創業<br>(株)日本APセンター創業 代表取締役副社長就任（現任）<br>平成26年10月 (株)フュービック社外監査役就任（現任）<br>平成27年3月 (株)Tier・Index創業 取締役就任（現任）           | 一株         |
| 3          | ※<br>やま だ よし のり<br>山 田 善 則<br>(昭和21年5月22日) | 昭和44年4月 安田生命保険相互会社（現明治安田生命保険相互会社）入社<br>平成11年4月 同社 常務取締役就任<br>平成15年4月 (株)ジャパン・コンファーム代表取締役就任<br>平成20年6月 みずほ信託銀行(株)常勤監査役就任<br>平成24年10月 (株)日本APセンター取締役会長就任（現名誉会長）<br>平成25年6月 (株)日本M&Aセンター監査役就任<br>平成26年7月 フォースバレー・コンシェルジュ(株)常勤監査役就任（現任）<br>平成26年11月 (株)鉄人化計画社外取締役<br>平成28年6月 (株)日本M&Aセンター取締役（監査等委員）就任（現任） | 一株         |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 三谷恭也氏及び山田善則氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役の選任理由は次のとおりであります。
- (1) 三谷恭也氏は、金融機関における豊富な経験に加え、事業法人の経営者並びに社外監査役として培った経験と幅広い見識を有しております。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監査強化に活かすことができるものと判断しております。
  - (2) 山田善則氏は、金融機関における豊富な経験に加え、事業法人の経営者並びに常勤監査役として培った経験と幅広い見識を有しております。この実績を踏まえ、今後は当社の監査等委員である社外取締役として、その経験を経営の監査強化に活かすことができるものと判断しております。
5. 三谷恭也氏及び山田善則氏が社外取締役に就任した場合に、当社は東京証券取引所が定める独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社と候補者向出博氏、三谷恭也氏及び山田善則氏の選任が承認された場合は、当社は各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

以 上

[illegible]

## 株主総会会場ご案内図

会 場 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号  
朝日生命宮益坂ビル4階 「渋谷サンスカイルーム」 4A会議室  
(会場場所のお問い合わせ) 渋谷サンスカイルーム 電話 03(3406)2085



### 交 通 電車

J R (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)  
渋谷駅 (宮益坂口)  
東急東横線  
渋谷駅  
東急田園都市線  
渋谷駅  
京王井の頭線  
渋谷駅  
東京メトロ (銀座線・半蔵門線・副都心線)  
渋谷駅

\* 地下鉄連絡通路をご利用の場合は11番または12番出入口が便利です。

### <株主説明会のご案内>

第10回定時株主総会終了後、同会場において「株主説明会」を開催いたします。  
株主の皆様におかれましては、ご多忙とは存じますが、是非ご参加いただき  
当社へのご理解を深めていただければと存じます。